チャイルドシートの無料貸出要領

1　湯河原町ではチャイルドシート（生後６ヶ月～４歳代・身長１０５センチ以下、体重７～１８キロ未満）の貸出しをしています。

2　使用されるお子様及び申請者の住所が湯河原町にある方を対象とします。

3　貸出しの申込みは湯河原町まちづくり部土木課に置いてある「チャイルドシート借受申込書」に所定事項を記入し、借受け手続きを行い「チャイルドシート貸出票」の交付を受け、チャイルドシートを借受けてください。（台数に限りがありますので、借受けできなかった方は登録して順次対応いたします。）

4　貸出期間はお子様が５歳になるまでとします。

5　無料貸出ですが、返却時または町外に転出するときには必ず洗濯をして、「貸出票」、「取扱説明書」とともに返還してください。

6　チャイルドシートを装填する場合は必ず「取扱説明書」・「使用上の注意事項」をよく読んで座席に正しく取り付けてください。

7　このチャイルドシートの形式は３点式シートベルトに装填するタイプです。
エアーバッグの付いている助手席での使用は避け、必ず３点式シートベルトが付いている後部座席に付けてください。

8　この制度はあくまで湯河原町独自の無料貸出制度です。このチャイルドシートにより何らかの損害、障害等を負っても賠償責任は負いません。また、このチャイルドシートには傷害保険はついておりません。

9　事故その他により、チャイルドシートの強度が損なわれたり、故障したものは速やかに返却してください。